年	月	日
	Н	ш

岡山県知事 殿

住所 (法人にあっては, 主たる事務所の所在地)

申請者

氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の役職名並びに氏名)

電話番号

ふぐ処理業者登録証再交付申請書

岡山県ふぐ処理等規制条例(平成27年岡山県条例第57号)第11条第3項の規定により、次のとおり関係書類を添えてふぐ処理業者登録証の再交付を申請します。

- 1 ふぐ処理施設の所在地
- 2 ふぐ処理施設の名称
- 3 ふぐ処理業者の登録番号及び登録年月日

- 4 理由
 - (1) 亡失
 - (2) 毀損(又は汚損)

備考: 毀損(又は汚損)の場合は、ふぐ処理業者登録証を添付すること。

ふぐ処理業者 登録証再交付

3, 150



件数	
----	--

確認